

資料提供

(県政)

提供日	令和7年(2025)5月27日	
担当機関	滋賀県産業支援プラザ 総務企画部情報企画課 担当：佐藤 077-511-1411	滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 担当：吉田 077-528-3759 (3759)

若年層の奨学金返還支援やスキルアップ支援に取り組む企業を応援します！

【若年層等確保・定着支援事業】

目的

中小企業が若年人材の確保や定着に向け、従業員に対して奨学金返還や資格取得等のスキルアップ支援に取り組み、その経費を企業が負担する場合、企業の負担額の一部を県が補助するとともに情報発信を進めることで、中小企業の魅力向上と若手人材の確保につなげる。

内容

- 支援の対象となる従業員（奨学金返還支援・スキルアップ支援共通）
 - 県内事業所に勤務する、35歳未満の雇用期間の定めのない従業員であること。※奨学金返還支援については、令和7年4月1日以降に採用した職員に限る。
- 補助対象となる中小企業
 - 滋賀県内に事業所を有する中小企業であること。
- 対象経費

補助メニュー	①奨学金返還支援	②スキルアップ支援	
		(1)資格取得支援	(2)代替職員確保支援
補助対象	県内事業所に勤務する35歳未満の従業員に対する奨学金返還支援に係る以下の経費 ・従業員に対し奨学金返還支援のために直接支給される手当 ・従業員が受給した奨学金を企業が代理返還するために要した費用	DXまたはGXを目的とした従業員のスキルアップの取組に対し手当等として支出する経費 (例：資格取得手当、資格取得にかかる奨励金等)	従業員が職務として、または有給の特別休暇を取得して研修等に参加するために要した経費 (1)代替職員の新規確保に要する賃金・通勤手当・社会保険料・人材派遣費用 (2)支援対象従業員の周辺職員に対する応援手当
補助率	1/2		
補助限度額	1人あたり9万円/年 ※1社あたり最大5人	1社あたり20万円/年	

4. 申請方法

申請先：滋賀県産業支援プラザ 申請方法の詳細はこちら→
開始日：令和7年5月30日(金)



5. 実施主体

滋賀県産業支援プラザ（大津市打出浜2-1 コラボしが21内）
TEL：077-511-1411 E-mail：jo1999@shigaplaza.or.jp